

高松港ストラドルキャリア保守点検業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月3日

香川県高松港管理事務所
所長 久保 行広

1 公募に付する事項

- (1) 業 務 名 高松港ストラドルキャリア保守点検業務
- (2) 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 委託業務の内容 別紙「高松港ストラドルキャリア保守点検業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、A級に格付けされている者
- (5) 香川県内に本社(本店)又は、営業所等の事業所を有し技術者が常駐していること及び、緊急時に適切かつ迅速な対応が可能である体制が整備されていることを証明した者
- (6) 過去において、ストラドルキャリア等大型特殊車輛の修繕業務（本業務と同等以上）を行った実績のある者

3 応募方法

応募意思表明書（様式1）及び応募資格に必要な書類を香川県高松港管理事務所に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年3月3日（火）から令和8年3月10日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

7 その他

本件公募は、（その契約に係る予算が議会で可決され、）令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずる。

8 応募・照会先

〒760-0019 香川県高松市サンポート1-1

香川県高松港管理事務所 庶務経理・工事執行担当 担当者：山口

TEL：087-851-3442

FAX：087-822-2306